

議案第15号

国民健康保険直営診療所使用手数料条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾貳月拾六日 提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年拾貳月拾六日 議決

三朝町議会議長 天野 廉



国民健康保険直営診療所使用料及手数料条例

第一 条 この町の国民健康保険直営診療所において医療、健康診断、各種証明書の交付及びこの施設を利用するものはこの条例の定めるところにより使用料及手数料を納付しなければならない。

第二 条 前条の規定により納付すべき使用料及手数料の額は法令に別段定めあるもの及び契約によるもの並に左記によるものの外一般診療にあつては昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険法、格員保険法の規定による療養に要する費用額の算定方法」により算定した額とする。

記

| | | |
|---------|-------|-------|
| 診 断 書 | 一通につき | 六拾円 |
| 各種健康診断書 | 〃 | 〃 |
| 各種証明書 | 〃 | 〃 |
| 死亡診断書 | 〃 | 百 円 |
| 生命保険診断書 | 〃 | 貳百円以上 |
| 死体検案書 | 〃 | 百五拾円 |
| 実死体検案書 | 〃 | 参百円 |
| 入院料 | 〃 | 百五拾円 |

附 則

- この条例は公布の日から施行する
- 三朝町国民健康保険直営診療所使用料及手数料条例（昭和二十八年三朝町条例第十号）は廃止する